

# 外国人従業員を雇用する事業者の皆様へ ～日本語研修補助金のご案内～

横須賀市では、  
自社の外国人従業員に対して実施する  
「日本語研修」の経費の一部を補助します。



## 1 補助の対象者（以下(1)～(3)の全てを満たすことが必要です。）

- (1) 横須賀市内※の中小企業者または個人事業主  
※法人にあっては商業登記簿謄本に記載の本店または支店が市内にあること、  
個人にあっては税務署に提出した個人事業開業届に記載の事業所所在地が  
市内にあること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 横須賀市暴力団排除条例に基づく排除対象に該当しないこと

## 2 補助の対象経費※

- (1) 日本語講師に対する謝金及び交通費（外部の専門機関に日本語講師の派遣を依頼する場合）
- (2) 日本語学校、日本語講座等の授業料

※(1)・(2)ともに横須賀市内の事業所に勤務する外国人従業員に対して実施するものであること

## 3 補助金額・申請方法

- 補助対象と認める経費の2分の1以内（千円未満切捨て）。  
ただし、**補助限度額は、1事業者当り年間5万円まで**です。
- この補助金を申請しようとする方は、**研修を実施する前に裏面の希望調査票に必要事項を記入し、横須賀市経済企画課まで郵送またはFAXでお送り下さい。**

## 4 必要な書類（希望調査票提出後、改めてご案内いたします。）

- 研修内容の概要がわかる書類
- 研修を受講する外国人従業員の名簿、雇用契約書の写し
- 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては税務署に提出した個人事業開業届の写し
- 納税証明書
- 役員名簿
- 補助対象経費に係る見積書及び請求書、領収書の写し

事務担当（お問い合わせ先）は、横須賀市 経済企画課 中小企業振興係  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
TEL 046-822-9523 FAX 046-823-0164